

新潟県警察職員の県費旅費の取扱いについて（例規通達）

平成19年11月30日

本部（会）第70号

〔沿革〕 平成25年3月本部（会）第21号、26年3月第29号、27年3月第5号、31年3月第9号、令和5年3月第13号、7年5月第34号、8年3月第8号改正

みだしのことについて、職員の旅費に関する条例及び職員の旅費の支給に関する規則の運用について（昭和40年3月29日付け新人委第185号）によるほか、平成19年12月1日から下記により行うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、新潟県警察職員の旅費の調整及び旅費の支給を要しない旅行の旅行命令簿について（平成18年12月26日付け本部（会）第63号）は、廃止する。

記

1 旅行命令権者

職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号。以下「条例」という。）第4条に規定する任命権者の委任を受けた旅行命令権者及び旅行命令を受ける者は、次の表のとおりとする。

所 属	旅行命令権者	旅行命令を受ける者
部	部長	部長
	首席監察官	首席監察官
	組織犯罪対策本部長	組織犯罪対策本部長
県本部の課	課長	所属職員のうち課長、警視（同相当職）の階級にある職員及び次長
	次長	上記以外の職員
署	署長	所属職員のうち署長、警視（同相当職）の階級にある職員及び次長
	次長	上記以外の職員

2 旅行命令簿等及び旅費の請求

職員の旅費の支給に関する規則（昭和30年新潟県人事委員会規則第6-10号）第5条に規定する旅行命令等及び第8条に規定する旅費の請求については、次に掲げる区分に応じて定める様式又は方法により行うものとする。

(1) 旅費の支給を要する旅行の旅行命令簿等

ア 赴任に係る旅行以外の旅行の場合

(ア) 概算払い（概算払いをした精算を含む。）に係る旅行命令等及び旅費を請求する場合 旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書（概算払用）（別記様式第1号）

(イ) 精算払いに係る旅行命令等及び旅費を請求する場合 旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書（精算払用）（別記様式第2号）

イ 赴任に係る旅行の場合

旅行命令簿兼旅費請求書（赴任旅行用）（別記様式第3号）

(2) 旅費の支給を要しない旅行の旅行命令

旅費の支給を要しない旅行のうち、公用車等を利用する者（公用車等又は私有車両に同乗する者を含む。）の旅行命令は、口頭により行い、旅行後、新潟県警察車両管理及び安全運転に関する訓令（昭和51年本部訓令第10号。以下「車両訓令」という。）に定める私有車両公務使用承認申請・結果報告書兼運転日誌（車両訓令別記様式第9号の2）又は運転日誌（車両訓令別記様式第15号）（私有車両に同乗する者の旅行にあつては、私有車両を運転する者の旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書（概算払用）又は旅行命令（依頼）簿兼旅費請求書（精算払用））により旅行事実を確認するものとする。

3 旅費の調整

(1) 旅行雑費

条例第20条に規定する旅行雑費は支給しない。

(2) 宿泊手当

ア 職員が旅行し、公費で借り上げた宿泊施設に宿泊する場合又は警察署の道場等に宿泊する場合は、2,400円を支給する。

イ 職員が在勤庁以外での宿直勤務に従事するため翌日にわたり旅行する場合は、宿泊手当を支給しない。

ウ 交替勤務制職員の当番勤務員、宿直勤務中の職員及び正規の勤務時間が2日間にわたり指定されている職員が翌日にわたり旅行する場合並びに翌日にわたる正規の勤務時間を指定されていない職員が翌日にわたり5時間未満の旅行をする場合は、宿泊手当を支給しない。ただし、固定宿泊施設に宿泊する場合は、この限りでない。

エ 警察大学校、関東管区警察学校等の警察研修施設に宿泊する場合は、実費相当額に減額して支給する。